



いわたじょうじ 岩田譲治

質問 QUESTION

消えぬ不安、マイナンバー制度 その対応は？

回答 ANSWER

職員の情報教育を徹底します

〔総務課長〕

ります。

法が成立した当初は、社会保障、税金、災害対策の3分野に限定されていきましたが、

2015年3月には、自治体や健康保険組合が扱う予防接種やメタボ検診の情報も対象となり、利用範囲が拡大されました。

その時の改正案には、金融機関の預金口座へのマイナンバー適用も盛り込まれました。国が個人の資産も正確に把握し、脱税防止を図る狙いがあったと思われま

す。このような重要な個人情報が悪意をもって狙われたら、情報漏えいの危険性は今よりずっと高まると思われ

ます。そこで質問をします。第1に、この制度が来月1月から始まりませんが、町の個人情報の

漏えい対策

はどの様になっていま

すか。

第2には、この制度に

対応するた

めの準備は

十分できて

いますか。

第3には、

この制度の目的の1つに「行政事務の効率化」とありますが、人件費等の削減は可能でしょうか。

町の情報漏

えい対策は、

① 総括責任者、保護責任者、監査責任者、取扱者を限定し、その責任の明確化と確実な実行、そのための徹底した教育を実施します。

② 取扱者が取り扱える範囲を限定します。

③ 個人情報アクセス状況を記録し、責任者が点検、監査をします。

あなたにも、マイナンバー。はじまります。

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします！

① マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。
平成26年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で使われますので、大切にしてください。
*法人にも13桁の法人番号が決定され、業務の効率化に役立ちます。

1 行政の効率化 手続きが正確で 早くなる	2 国民の利便性の向上 様々な手続きが 簡単に	3 非営利団体の実務 取引金などの 不正登録の防止
--------------------------------	----------------------------------	------------------------------------

0570-20-0178

内閣府

② この制度に対応するための準備は遅延なく進めています。10月以降に、世帯ごとに通知カードを役場から簡易書留で発送し、11月中には全世帯お届けできる予定です

③ マイナンバーを活用することで、情報の照合、転記、入力などに要している時間の削減、複数の業務の間での連携が進み、作業の結果、人件費の削減が期待できると思

います。

以上、国から提示された「取扱いガイドライン」に基づき、町も安全管理規定を定め実施し、情報漏えいには

万全の体制で臨みます。

町の情報漏えい対策は、

① 総括責任者、保護責任者、監査責任者、取扱者を限定し、その責任の明確化と確実な実行、そのための徹底した教育を実施します。

② 取扱者が取り扱える範囲を限定します。

③ 個人情報アクセス状況を記録し、責任者が点検、監査をします。

町の情報漏えいには

万全の体制で臨みます。